

【委員会記録】

来代委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10 時 35 分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告をいたします。

さきの委員会以降、私が、2 件、調査計画書を提出いたしております。

それは、去る9月定例会で可決されました、農林漁業用燃油に係る軽油引取税の免税等に関する意見書について、10 月 20 日に岡本議長とともに農林水産省を訪問し、本県の実情を訴えながら要望活動を行うとともに、今後の国の方針について、岡本先生ばかりが言ったんですけれども、いっぱい、かなりな言葉をもって詳細な説明を受けてまいりました。

このとき、水産庁長官も今、事務次官レベル、官房長レベルでは、この要望書に書かれているようなことで調整中であるけれども、我々事務方が幾ら決めても、政治家というのがどういうふうに変えてくるかわからないので、皆さんも政治のほうでも厳しく陳情してほしいということでございました。また、林野庁では、そのとおりだと、そしてその費用も 18 億 6,800 万円くらいを決めて頑張ろうとしておるけれども、まだ閣議決定をしていないので、皆さんにおかれましては、また政治のほうも厳しくそういう意見を出してほしい ということでございました。

さらに、10 月 24 日には、文科省及び農林水産省を訪問いたしまして、学校の校庭や農地における汚染放射能の影響や今後の除去対策について調査をしてまいりました。

特に、私が言ったのは、ヒマワリがほんまに放射能に影響があるのかということで、文科省の技官とか、あるいは農林水産省の技官なんかに話を聞きましたけれども、ヒマワリは役に立たないということをはっきり言われました。また、放射性物質は、湿地帯に物すごく滞留するので、できたら湿地帯には、リンとか、カリウムでの除去をお願いするけれども、まだそこまで設備が整っていないので、これから頑張るけれども、地方自治体においてもその旨十分に注意しておいてほしいということでございました。

なお、本件に関しましては、正副委員長において、派遣決定の許可をいたしますとともに、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書を提出しておることを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の 11 月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料①）

- 終結した事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

蛭多労働委員会事務局長

今議会で御審議いただく提出予定議案等はありませんが、9 月議会報告後に、終結した事件等 2 点、御

報告申し上げます。

報告資料の1ページをお開きください。

1の終結した事件についてでございますが、調整事件が2件、不当労働行為事件が1件ございます。

まず、調整事件のA事件につきましては、去る9月議会事前委員会で事件概要を報告させていただいておりますが、終結に至りましたので御報告させていただきます。この事件は、B労働組合からC会社ほか1を相手方として、会社の廃業問題に係る団体交渉の要求事項の回答に進展が見られないことから、誠実団交の実施などを求めて、8月24日にあっせん申請のあったものでございます。申請受理後、2回のあっせん期日を設け、会社廃業に係る要求等について調整を行った結果、離職者に対し、解決金の支払いと再就職支援を行うことで、10月5日に労使双方が合意し、解決したものでございます。

次のD事件につきましても、去る9月議会事前委員会で報告させていただいておりますが、E労働組合からF法人を相手方として、組合員の適正な配置転換を求めて、8月24日にあっせん申請のあったものでございます。

申請受理後、2回のあっせん期日を設け調整を行った結果、組合員の配置転換について、事前に組合と協議することなどを団体交渉することで、10月21日に労使双方が合意し、解決したものでございます。

3つ目の不当労働行為事件のG事件につきましては、H労働組合ほか1名からI会社を相手方として、平成22年7月28日に申し立てのあったものでございます。

申し立て内容といたしましては、組合員の業務中の交通事故に対する会社の処分が、他の組合の組合員に対する処分に比べ不利益なものであり、また、交通事故の措置を議題とする団体交渉に誠実に応じなかったことなどが、不当労働行為に該当するとして、不利益取り扱いの禁止、賃金相当額の支払い、誠実団交の実施などを求めていたものでございます。この事件につきましては、申し立て以降、当事者間の主張整理や争点の明確化のための調査を3回、証人尋問などの証拠調べを行う審問を3回、その後、公益委員による合議を5回行い、慎重に審査・検討を行った結果、申し立て内容は不当労働行為に該当しないとの公益委員会議の結論に至り、11月1日付の申し立てを棄却する命令書を各当事者に交付いたしました。

続きまして2ページをお開きください。

労働者個人と使用者の紛争、いわゆる個別的労使紛争解決サービスの運用状況でございますが、本年4月以降、10月末日までの間、委員により実施した専門相談及び事務局に寄せられた相談を合わせまして、174件でございました。また、あっせん申請が、17件となっております。

あっせん申請のありました17件につきましては、10月31日までにすべてが終結しております。この17件の終結状況でございますが、解決に至ったもの10件、打ち切りとなったもの7件となっております。また、7件の打ち切りの内訳でございますが、相手方当事者があっせんそのものに応じない不応諾が6件、あっせんを実施しましたが合意に至らなかった不調が1件となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

どうか、よろしくお願いいたします。

来代委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、これまでどおり、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしく願いをいたします。

それでは質疑をどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩をいたします。(10 時 43 分)